

# 会 務 月 報

## 第469号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第9回総務・財務委員会 議事概要

日 時 令和4年2月21日(月) 13:30~15:10

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 舟幡 健

委 員 水梨公雄、坂本忠志、金丸智昭、

樋上雅博、豊田隆雄、西 洋一

担当副会長 白井 勇

会 長 児玉耕二(特別出席)

建築士事務所企業年金基金 常務理事 横山 守

(特別出席)

事 務 局 居谷、前田、伊東、松谷、中村

#### 議 事

##### (1) 建築士事務所企業年金基金について

横山基金常務理事より、資料1によって基金について次の趣旨の説明がなされた。

令和3年度より加入期間を65歳までから70歳までに延長し、加入範囲を拡大し運営を行っているが、さらに令和4年度より、掛金率選択制を導入し加入1ヶ月から給付金を支給する制度に改める。これらの変更により、他では見られないシンプルで有利な制度になったと自負している。

また、加入キャンペーンとして日事連会長及び基金理事長連名で単位会会長等にパンフレットを同封し、周知・加入促進について依頼する予定である。

##### (2) 令和4年度事業計画について

事務局より、資料2によって令和4年度事業計画について、定例の項目の他、単位会支援、中長期の財政検討及び働き方

改革関法の改正に伴う事務局の就業規程等整備を行う。また、創立60周年の年にあたり、記念事業を実施する旨説明がなされた。

協議の結果、原案のとおり正副会長会に提案することとした。

##### (3) 令和4年度収支予算について

事務局より、資料3によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の令和4年度収支予算について、次の説明がなされた。

一般会計では、令和3年6月に変更した会費規程により、構成員数に応じた算定方法に変更(一律3万円から1~6万円に変更)したため、会費規程変更前の令和2年度に比して、527万円減少している。また、令和3年度に引き続き、単位会組織強化支援金として、従来のブロック助成金に加え、会員増強、新規事業の研究、デジタル化の促進等、単位会の組織強化に繋がる施策の支援に充てることとし2,000万円を、60周年記念事業費として記念事業実施及び記念誌刊行等にかかる費用1,000万円をそれぞれ計上した。

また、適合証明技術者の登録件数の減少等による多大な減収に伴い、2会計間の人件費・事務所費按分率を見直し、一般会計95%(前年92%)：適合証明業務登録機関特別会計5%(前年8%)とした。

協議の結果、原案のとおり正副会長会に提案することとした。

##### (4) 建築士事務所登録等事務について

舟幡委員長及び事務局より、資料4によって建築士事務所登録等事務について、次のとおり説明がなされた。

前回の委員会において事務所登録等事務処理の全体像を把握するためにアンケートを実施し、この結果を踏まえて、本委員会として検討すべき方向性等について引続き協議していくこととしていたが、昨年12月1日付で国土交通省より各都道府県建築行政主務課宛に「建築士事務所登録のオンライン化について」事務連絡があった旨単位会宛てに情報提供を行った。都道府県又は指定事務所登録機関において、建築士事務所登録をオンラインにより受付することが可能となるよう、国交省がICBA(建築行政情報センター)と連携の上、

建築士事務所登録のオンライン受付システムの試行版の開発を令和3年度内に行い、令和4年4月上旬より2年間（令和5年度末まで）と期間を限定して運用していく予定である。

委員等より次の発言がなされた。

- ・事務連絡には、令和4年2月より都道府県へテスト版が配布され、説明会を実施される旨記載されているが、その後国交省より情報提供等はあったか。  
→現在のところ、情報提供はない。
- ・建築士事務所登録の受付は、当面は現在の申請書類等原本での提出方法とオンライン受付の2本立てとして、将来的にはオンライン化へ完全移行となるのか。紙ベースでの提出方法しか対応できない建築士事務所も少なくはないと思われるので、今後の状況を確認したい。  
→日事連としては今後の運用方法等具体的な情報は認識していない。  
→オンライン受付システム試行版の概要には、最終的には全ての窓口にオンライン受付への対応をお願いしたい旨記載されている。試行期間（令和4年4月上旬から2年間）に国が改善等の意見を集め検討を行い、結論が出されるかと思われる。
- ・オンライン受付システム試行版の特徴では、都道府県・登録機関がUSBメモリ等でファイル移動を行うと記載されているが、記載されている登録機関に単位会が当たるのか。  
→単位会が登録機関にあたる。全国で使用されている共用データベース用の端末を使用する他に都道府県が登録台帳を整備していると思われるので、そのデータベースを使用することも考えられる。
- ・オンライン受付システムへ移行した場合、各単位会の登録手数料等の収入は今までどおりとなるのか。
- ・単位会に手数料が基本的に入ってこないのではないかという懸念がある。単位会にとって大きな収入源の一つであるので、従来どおり徴収できるようにしてほしい。
- ・過日行ったアンケート調査での実態も含めて委託事務費の交渉を進めていく必要がある。オンライン化に伴い、事務

手数料の減少の可能性がある中でファイルサーバー等の経費が発生し、登録機関にしわ寄せが来ないよう取り纏める必要がある。

- ・オンラインになっても変更届等の内容を確認する作業時間は発生することには変わりはないので、都道府県と交渉する際に、この問題点にも触れる必要がある。
  - ・単位会が共通認識を持った上で行政と打合せ交渉を行わないと整合性がとれなくなってしまう。
  - ・日事連が国と折衝を行うということか。  
→共通部分については、日事連が要望をとりまとめて方向性を単位会に提示、単位会が県等と調整・折衝にあたるということである。
  - ・静岡県は、業務報告書の受付は県が対応しており、今後オンラインへ移行した際に、業務報告書の受付業務との連携がどのようになっていくかがわからない。それを見据えた費用の問題も発生するため、何か方向性があるようであれば情報提供してほしい。  
→新規登録、更新、変更届、廃業届及び業務報告も含めて一連の申請を全てオンライン化したシステムである。
  - ・オンライン受付システムを導入する際の費用は単位会が負担するのか。システム導入を組織強化支援事業として対応できないか。  
→基本的に都道府県が手当すべきことである。手数料の中で工面をしてもらうことになる。  
協議の結果、まずはオンライン受付システム試行版にかかわる情報等を収集し、本委員会として検討すべき方向性等について協議していくこととした。
- (5) 令和3年度単位会会員増強奨励金及び会員増強単位会表彰の取扱いについて
- 事務局より、資料5によって令和3年度単位会会員増強奨励金及び会員増強単位会表彰の取扱いについて、次のとおり説明がなされた。
- 単位会組織強化支援事業の支援項目のうち、「単位会に対する会員増強奨励金」については、①令和3年度の新規入会

数②2年度及び3年度の対比により算出することとなるが、令和4年1月末時点の状況を参考に算出した場合、①各単位会に新規入会1正会員につき1万円を支給することで269万円、②加入率・加入数増の上位単位会（5単位会程度）に10万円支給することが想定される。

また、例年実施している「会員増強単位会表彰」は、前年度に会員が著しく増加し、他の模範となった単位会の中から表彰者を決定し、賞状のみを授与しているが、支援事業として会員増強奨励金を支給する間の同表彰の取扱いについて決めてほしい。

委員等より次の発言がなされた。

- ・支援事業での会員増強奨励金の対象単位会と従来の表彰との線引きはどうするのか。審査基準をどのようにするか。
- ・支援事業での対象単位会についても表彰の場を設けたらどうか。
- ・従来の表彰を中止するのではなく、両方一緒に考える。
- ・会員増強奨励金の対象単位会と会員増強単位会表彰の単位会が重複することになると思う。

協議の結果、従来の会員増強単位会表彰は中止せず、それぞれ実施することとした。

#### (6) 熊本大会中止に伴う主管会への精算について

事務局より、資料6によって熊本大会中止に伴う主管会への精算について、次のとおり説明がなされた。

令和3年度の全国大会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止し、熊本大会は令和4年度に延期することを9月の理事会で決定した。

熊本会がこれまで準備に要した支出の一部について、主催者である日事連が負担し、令和3年度内に精算することとしたい。（準備に要した経費：5,321,042円、3年度内精算額：2,109,568円）

協議の結果、原案のとおり正副会長会へ提案することとした。

次回開催予定

令和4年5月23日（月）13:30～16:00

(配布資料)

第8回総務・財務委員会議事概要

資料1：建築士事務所企業年金基金の制度変更等について

資料2：令和4年度事業計画書（案）

資料3：令和4年度収支予算（案）、（参考）令和4年度収支予算編成の主要事項（案）

資料4：建築士事務所登録のオンライン化について

資料5：令和3年度単位会会員増強奨励金及び会員増強単位会表彰の取扱いについて

資料6：熊本大会中止に伴う主管会への精算について

### ■第37回構造技術専門委員会 議事概要

日 時 令和4年3月11日（金）14:00～16:10

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 鈴木 正英

委 員 今田 多映、仲山 雅一、佐藤 博昭、  
小田切 智明、西 邦弘、横田 友行

事務局 安藤、岡本、吉田

欠席者 副委員長 山浦 晋弘

委 員 喜々津 仁密

【配付資料】

第36回構造技術専門委員会議事概要

資料1 今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方及び建築基準制度のあり方について

資料2-1 第18回建築構造基準委員会 第5回構造関係規定のあり方検討会概要報告

資料2-2 改正する告示案について（概要）

資料2-3 あと施工アンカーの強度指定の対象範囲の拡大について（抜粋）

資料2-4 床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件の一部を改正する告示案について（概要）

資料2-5 脱炭素社会の実現に向けた建築物の省エネ性能の一層の向上、CO2貯蔵に寄与する建築物におけ

る木材の利用促進及び既存建築ストックの長寿命化の総合的推進に向けて（概要）

資料3-1 構造設計Q&A集の見直し内容（東京会）

資料3-2 構造設計Q&A集の見直し内容（大阪会）

資料4 増築における既存部の安全性の検討と補強方法

資料5 土間コンクリートに起因する事故事例

参考資料1 第17回建築構造基準委員会 概要報告

参考資料2 構造関係規定のあり方検討会意見交換会 議事メモ  
議 事

#### 1. 構造技術に関する諸状況について

○事務局および今田委員より、社会資本整備審議会できとりまとめられた「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次報告案）及び建築基準制度のあり方（第四次報告案）」について説明がなされた。（資料1、資料2-5）

<構造に関連する主な内容>

◇二級建築士の業務範囲の拡大

- ・高さ13m以下かつ軒高9m以下から高さ16m以下かつ階数3階以下へ見直し

※木造以外の建築物も対象

◇省エネ化による建築物の重量化に伴う構造安全性に関する基準の整備

- ・2月8日に意見交換会を実施（参考資料2）
- ・意見交換会の内容を踏まえて、国交省にて現在詳細を検討中

◇建築確認および検査対象の見直し

- ・構造種別を問わず、階数2以上または延べ面積200㎡超の建築物は、都市計画区域の内外にかかわらず建築確認・検査の対象とし、構造安全性の基準等も審査対象とする。

◇構造計算が必要となる木造建築物の範囲の拡大

- ・500㎡超から300㎡超まで引き下げ
- 対象範囲の拡大に伴い、小規模建築物においては、意匠設計者でも構造計算ができるようスキルアップする必要がある。今後、講習会の実施を検討する必要がある。

る。

◇小規模な伝統的構法の木造建築物等における手続きの合理化

- ・構造設計一級建築士が関与した小規模な伝統的構法の木造建築物等について、構造計算適合判定資格者が建築確認審査を行う場合には、構造計算適合性判定不要

◇防火規定の合理化

- ・延床面積3,000㎡超を含め現しでの木造化を可能とする
- ・防火区画した部分への防火規定の適用除外
- ・防火上分棟的に区画された部分をそれぞれ別の建築物とみなして防火規定を適用

○質疑等

- ・法改正までのタイムスケジュールを教えてください。周知期間が短いと現場が混乱する。

→答申の内容を踏まえて現在検討中であり、改正法案の成立時期は未定。施行時期については、2025年度を目指している省エネ基準適合義務化を見据えて進めていくことになる。今回の改正内容は、十分な周知期間が必要と考える。

○今田委員より、令和4年4月1日に施行される「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」について説明がなされた。

- ・畜舎等の構造等及び利用に関する計画（畜舎建築利用計画）を作成し、都道府県知事の認定を受けた場合に、計画に基づき建築される畜舎等については、建築基準法の適用除外とする。

<A構造畜舎>

- ・中規模の地震動（震度5強程度）に対して、構造部材に損傷が生じない程度の構造方法を用いる畜舎等[建築基準法に準じた技術基準]

<B構造畜舎>

- ・中規模の地震動に対して、構造部材に損傷が生ずる可能性があるが、倒壊しない程度の構造方法を用いる畜舎等[建築基準法よりも緩和された技術基準]
- ・利用基準に、避難訓練の実施や災害時の避難方法に関する

る事項の説明等が定められている。

- ・構造は許容応力度計算にて計算
- ・資料は農林水産省HPに掲載

## 2. 構造関係規定のあり方に関する検討会の報告

○鈴木委員長より、構造関係規定のあり方に関する検討会（第5回）合同会議での検討内容の概要について報告がなされた。（資料2-1）

<告示改正案>

- ・あと施工アンカーの強度指定の対象範囲の拡大
- ・CLTに係る建築基準の合理化
- ・伝統的構法の小屋ばり組の基準追加

<構造関係規定のあり方に関する検討>

- ・省エネ化に伴う建築物の重量化に係る壁量規定の見直し
- ・鉄骨造の構造計算ルートの合理化
- ・ボルト接合の適用範囲の拡大

○今田委員より、改正する告示案の概要について説明がなされた。（資料2-2～2-4）

- ・CLTに係る建築基準の合理化およびあと施工アンカーの強度指定の対象範囲の拡大についてはパブコメが実施され、現在パブコメで出された意見を踏まえて、公布・施行に向けた手続きを行っている段階である。
- ・伝統的構法の小屋ばり組の基準追加については、3月2日にパブコメの募集を開始、3月末まで受け付けているため、意見があれば提出してほしい。（公布・施行は4月下旬の予定）

## ○質疑等

- ・耐震補強に限らず、新築時で例えば構造図等の誤りなどにより部分的にやり直しが発生した場合でも、あと施工アンカーを使用してよいのか？  
→耐震補強に限定したものではない。新築でスラブを打設している部分においても適用可能である。
- ・現状の耐震補強で使用しているあと施工アンカーであれば法改正後に新築で使用してもよい、という認識でよいのか？それとも評定を取得したあと施工アンカーのみが適用対象となるのか？

・現在はあと施工アンカーが長期には使用できないため、あり方検討会の中でメーカーの実績などに基づき長期でも使用できるようにすべく議論を進めてきた経緯がある。今回の改正は、増改築等の耐震補強で使用しているあと施工アンカーが新築にも使用できるようになるということではなく、これまであり方検討会の中で議論してきたことを受けての改正ということであれば、現行の建築基準法では使用できなかった長期にもあと施工アンカーが使用できるようになる、ということではよいのか？

・長期であと施工アンカーを使用できる場合は耐火性能にも関係すると思われるが、耐火基準の指針は後から示されるのか？（例えば、耐火被覆を施した場合はあと施工アンカーを使用してもよいなど）接着系アンカーをそのまま長期で使用する場合に、耐火性能が確保できるのかどうか疑問である。構造上は使用可能であっても耐火性能で使用できないとなると混乱を招く恐れがあるため、一体的に指針を示す必要があるのではないのか？

・通常、後からスラブを増設する際、アンカーを引張筋代わりに使用することは耐火の問題から建築基準法上できなかったが、資料2-3にある【増改築】床スラブ増設時の適用例の図を見ると、梁型付きのアンカーを使用して引張力をゼロにしてせん断力のみで評価するのであれば、あと施工アンカーを使用してもよい、というようにもとれる。せん断力だけであればあと施工アンカーが使用できるため、新たに評定を取得しなくても従来のあと施工アンカーを使用してもよい、ということになるのか？それが認められるのであれば非常に利用しやすいが、違うのであれば解釈を間違えないよう丁寧な説明が必要ではないか。

→現行法では補強するための部材としてあと施工アンカーを使用することができるが、改正案では補強以外の用途にも使用できるようになる、というのが最も大きな改正点である。

→新築で使用する場合は、長期で使用できる評定を取得したあと施工アンカーが使用の対象ということか？

上記質疑について今田委員より確認してもらい、後日回答をもらうこととした。

また、今田委員より、あと施工アンカーについては、法改正にあわせてガイドラインを作成する予定であるため、その中で解説できるよう国交省内で検討するとの発言がなされた。

○参考資料2の出席者名に誤りがあるため、事務局にて修正のうえ再送する。

### 3. 構造設計Q&A集の確認結果について

○鈴木委員長より、2015年版構造設計Q&A集と技術基準解説書2020年版を比較した結果について説明がなされた。(資料3-1、3-2)

- ・若干の修正点はあるが、Q&A集の改訂版を発行するほどの修正点はない。

#### ○意見等

- ・修正内容を会誌に掲載するだけでなく、2015年版構造設計Q&A集に挟み込めるよう冊子としてまとめたほうが、技術者にとって使い勝手がよいのではないか。
- 修正点がある程度まとまった段階で冊子として作成するか、Q&A集の改訂版を発行するかを、再度検討することとした。

### 4. 増築等における既存部の安全性の検討と補強方法について (東京会案)

○仲山委員より、東京会で現在議論している増築等における安全性の検討方法について、説明がなされた。(資料4)

- ・増築および用途変更・改修における安全性の検討方法等について、現行法が複雑でわかりにくいいため、東京会で整理しているところである。
- ・今後、既存建築物を活用していくためには、構造関係規定を緩和してわかりやすくする必要がある。

### 5. その他

○土間コンクリートの考え方について

事務局より、建賠責任保険担当委員会からの要望について説明がなされた。(資料5)

- ・建賠責任保険担当委員会にて事故事例の検証を行っているが、

昨今、設計ミスによる土間コンクリートの沈下事例が散見されるため、構造技術専門委員会にて、土間コンクリートを採用した際の注意点等をまとめて欲しい。

#### ○意見等

- ・コストを抑えるために軟弱地盤でも直接基礎を採用するケースが現実問題としてある。
- ・設計だけではなく工事監理についても、一定規模以上の建築物においては、構造設計一級建築士の関与が必要である。
- ・どの程度の沈下であれば許容範囲なのかを知りたい。資料の事故事例では実際にどの程度沈下が発生したのか？  
→資料以上の情報は不明である。
- ・建物用途だけで判断するのではなく、建築主のニーズをしっかりと把握し、許容できる範囲を設計者側できちんと見極める必要がある。

#### ○協議結果

- ・会誌に土間コンクリートの事故事例を掲載する際に、構造技術専門委員会で協力する。
- ・構造設計者だけではなく、意匠設計者に理解してもらうことが重要だと考えられるため、詳細に触れるのではなく、注意喚起としてとりまとめる。

## ■第6回業務開発専門委員会 議事概要

[日 時] 令和4年2月22日(火) 14:00~16:00

[場 所] 日事連会議室

[出席者] 委員長 藤原 薫

委員 加藤 彰、宮原浩輔、富樫 亮、  
加藤義道、西森敬祐、内田 要  
事務局 居谷、千浜、野出、吉田

{配付資料}

第5回業務開発専門委員会議事概要

資料1: 第6回委員会用メモ(富樫委員)

資料2: 第6回委員会用キーワードメモ(藤原委員長)

議 事

1. 第5回委員会で議論された具体的な施策の深化について

○第5回委員会で議論された施策の深化について、資料1の富樫委員メモにより検討した。

#### 【富樫委員メモ概要】

##### ①設計事務所同士のネットワークづくり。

会員情報のデータベース化を東京会で開発中。会員、協力会員間での特徴の共有とともに、事務処理の効率化にも貢献する。

やる気のある所員の活用

ネットワークで連携する分野は地域ごとの特徴を踏まえた「カーボンニュートラル」という切り口か。

##### ②発注者のための組織づくり

##### ③県や市町村担当職員と若手建築士との情報・意見交換会の発足

○次のような意見交換を行った。

- ・会員情報のデータベース化は重要。これはなぜ行うことにしたのか。
- ・事務局の事務処理が大変だったので、デジタル処理ができればと考えたが、いろいろと使えることがわかった。協力会員の商品情報を会員に伝えるなどの効用がある。他の単位会でもそのシステムを援用すれば。
- ・出来上がったら他の単位会にもノウハウを提供してもらうことは可能か。
- ・コンサル的なことをしてもらっているところがあるので、そこに声をかけてもらえれば。データベース化のメリットは共有化。各単位会のデータが一つにまとまればいい。
- ・データベースはとても重要だが作るのは大変。役に立つデータは人それぞれで違う。意匠・構造の事務所なので設備事務所を探すのが大変。データベースがあれば情報が集まってくる。
- ・Webで会議をしているといろいろと広がってくる。東京と高知などでも繋がれる。これを利用すべき。いままでチームとして組めなかったところと組めるようになる。

○資料2により、藤原委員長のキーワードメモにより施策の深化について検討した。

#### 【藤原委員長キーワードメモ概要】

- ・CLT連携  
実績の多い事務所との連携
  - ・BIM連携  
オペレーター、ソフトなどを融通しあえないか。
  - ・CM  
業務として具体的に何をやればいいのか、わかりやすい、セミナーの開催など。
  - ・構造設計事務所、設備設計事務所のリスト
  - ・まちづくり（発注者支援）の受け皿づくり
  - ・歴史的建造物の設計コンサル
  - ・人材バンク登録
- 次のような意見交換を行った。
- ・佐賀会ではネットワークづくりについてアンケートを行おうと思っている。60周年記念誌にアンケート結果を掲載予定。東京会のネットワーク、それを実現できる体力があるかどうか。
  - ・BIMについては高知会では無料講習会を3回ほど開催しているが、地方ではまだ必要性が感じられない。ネットワークづくりについては、各ブロック単位で考えたらどうか。日事連となると話が大きくなりすぎる。ブロックの方が顔が見える、気候・風土も似ている。  
発注者支援は単位会の収益を上げる。高知では相談するところは技術公社が主。事務所登録をして技術公社に近い存在になればと考えている。  
→技術公社とはどういうものか。  
→各県のニーズによって使われている。建設総合センターなど。  
→山形では建設技術センター。土木がメイン。山形の場合もここが発注者支援をやることになっている。  
→各市町村は技術公社に声をかけやすい。技術公社と連携をとっている。
  - ・BIMについてはやり始めたばかり。実務ではまだ使っていない。若いスタッフに勉強させている。BIMは海外で進んでいる。発注者からBIMで出すよう言われることもあるか

もしれない。

発注者支援はどういう体制とするかむずかしい。地方の発注者は仕事の出し方がわからない。受け皿を各単位会で作っていく必要がある。

- ・委員会に参加していて勉強になることが多い。単位会の収益事業や会員がこれから取り残されないような支援の仕方を考えるが、これというものが無い。ネットワークづくりは大事。これから建築士事務所が高齢化するのでは何か対策をしないとイケない。ネットワークについては連合会で何か支援できる体制を整えられないか。

BIMについては、プレゼンには向くが実施設計までどうやってもっていけるか疑心暗鬼。こういう風にやれば道が開けるといような講習会が考えられないか。

- ・若手建築家が協会に入ってくれる流れができないとまずい。若手がプロポーザルに参加できる仕組みがない。山形ではプロポーザルにCLT設計者、まちづくり技術者を入れているか聞いていいということになった。若手とのネットワークづくりが大事。
- ・BIMの講習を3日間受けたがレンダリングまで。BIMで仕事が進まない。  
→3日間ではとても実施設計まではいかない。国交省は進めていくつもりなのか。  
→オペレーターを何人かかかえていないと。フルBIMの話も来そうになったが来たら外注しないとイケない。  
→設計をやっていた人は自分で設計をやりたい。BIMはオペレーターにということになるか。
- ・前回、BIMについてネガティブな発言をしてしまったが、BIMのソフトウェアについて組織が契約主体となって従量制で1か月ごとに購入できるというシステムができるようである。それができると単位会で契約できるようになるか。BIMは使ってみないとわからないことが多い。前から思っているが小規模案件などは手書きに比して効率がよいかどうか。一番効率がよいのは病院などではないか。
- ・BIMは機械設計、土木設計が主。建築ならではの面には立

ってくれない。市場規模に関係するのか。

- ・市場規模ということではない。機械は大量生産でき、土木は決まっていることをやる。

#### 【まとめ】

##### ○設備事務所

- ・構造、設備事務所との連携は必要。ネットワークづくりをすることにより他県で探せるようになってきているが高齢化している。
- ・設備士は一級建築士の資格がなかなかとれない。設備一級建築士をとっている人は実務ができない。
- ・設備設計一級建築士の制度は設備事務所にとっても負担。とれている人の方がまれ。機械、電気設計を志す人は減っている。高齢化の問題もある。
- ・設備設計事務所協会があるが単位会のなかではあまり活動できていないのか。日本設備設計事務所協会連合会と連携することで今の話に寄与することはあるか。

##### ○発注者支援

- ・設計三会と官庁営繕部などの発注側と公共建築設計懇談会をずっと行っている。県や市では技術者がどんどんいなくなり、発注業務ができなくなる。公共建築協会では派遣制度があるが全然追いついていない。  
事務所の業務を増やしていくことについては店舗設計がグレーゾーンになっている。建築士がかかわらないとイケないという方向にもってイケないか。

##### ○ネットワークづくり

- ・ネットワークづくりについては素案をつくってそこへ委員の皆さんが意見を書き込んでいただいて一つの案を作りたいと思う。ネットワークはブロックからがよいか。
- ・四国4県では総会などで他の団体とも交流があり、設備事務所なども紹介はしてもらえる体制ではあるが、高齢化の問題があり、若い人が育っていない。
- ・ブロックだけではだめではないか。やはり全国的なものが必要。
- ・まずは地元、その次にブロック、最後に東京のような全国で使える情報網があればよい。情報はきちんと中央からもらえ



ればと思う。

- ・近県同士で集まる機会は大事だと思う。一方でWeb会議のような手法で成り立つようなコミュニケーションであれば地域性にこだわる必要はない。どちらかを選ぶのではなく両方よい。福島大会で青年話創会に参加したが若手を中心に災害からの復興についていろいろプレゼンテーションがあった。熊本会の人から福島会の経験を聞くことができた。全国区の地方連携はとても大事だと思う。
- ・最近では会議がほとんどWebになり、瞬時にいろいろな人とコミュニケーションをとれるようになったが、仕事の会議では相当難しい。トラブルが頻発する。いろいろなツールを工夫しているが、PDFに各自で直接書き込みができるアプリがあり便利。地域に場を限定する必要はないと考える。
- ・Web会議で話せることは重要。BIMについてだが、千葉では4団体一緒になって一つの建物をBIMで作りはじめている。成果を見ていきたい。それぞれの地域でいろいろな話を聞いて参考にし、必要なときに全国统一、ブロックでの協議が必要なときはブロックでというようにしていけばよい。

#### 【次回の予定】

- 藤原委員長が一つの案をまとめて、委員それぞれがそれに書き込みを行い、次回委員会では再確認することとした。
- 令和4年5月12日（木）14:00～16:00

### ■第11回法制度対応特別委員会 議事概要

日時 令和4年2月18日（金）10:00～10:45

場所 日事連会議室

出席者 委員 白井 勇、宮原浩輔、黒木正郎、木下賀之、  
上野浩也、岩本茂美、仲摩和雄

欠席者 委員長 戸田和孝

事務局 居谷、前田、千浜、東小川、吉田

#### 議 事

事務局より戸田委員長が欠席の旨、報告され、本日は議事1、2の報告を主として、議事3については次回に検討することとした。

(1) 今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次報告案）及び建築基準制度のあり方（第四次報告案）について

○事務局より、資料1により今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次報告案）及び建築基準制度のあり方（第四次報告案）の概要について説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・建築物の省エネ性能の一層の向上、CO<sub>2</sub>貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進、CO<sub>2</sub>貯蔵に寄与する既存建築ストックの長寿命化などについて課題と対応を示した。
- ・おもには、すべての建築物に省エネ基準への適合の義務付け、各種誘導基準についての省エネ性能の引き上げ、増改築部分のみ省エネ基準への適合を求める合理的な規制、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの利用促進を図るための制度の導入、高さ16m以下の3階建ての建築物の構造計算の合理化とそれに合わせた建築士の業務区分の見直し、中大規模木造建築物の防火規定の合理化、既存不適格建築物に対する防火避難規定、集団規定の既存部分への遡及適用の合理化など。
- ・国会の提出法案には入っていないので通常国会で整理できるようなめどが立ったら通常国会でそれができなければ参院選後の国会にあげる予定と聞いている。
- ・資料1の最終ページは、業務・技術委員会委員などにも意見をもらい、最終的に提出したパブリックコメントへの意見、情報提供、講習等による周知措置の徹底については了解いただいた模様。

○次のような意見交換を行った。

- ・省エネについて、木造は現在木活協で講習会を行っているが、実際上、講習を一度受講しただけでは忘れてしまう。来年度くらいから会員を中心に啓発していければと考えている。

(2) 畜舎法の改正について

○資料2により畜舎特例法の基準等に係る省令の概要について居谷専務理事より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・対象となるのは畜舎又は堆肥舎。高さ16m以下の平屋で居住のための居室を有しないこと。技術基準・利用基準の遵守。技術基準は建築基準法より簡易な基準でも建てられる。特例によらずに建築基準法による確認を受けてもよい。
- ・畜舎建築利用計画を作成して都道府県知事の認定を受ける。都道

府県知事の認定を受けた畜舎等は建築基準法令に適用しない。防火関係の規定は特例法でも消防同意が必要。建築士が設計することが条件。

- ・技術基準の審査は都道府県の判断で指定確認検査機関に委託できる。
- ・昨年12月に省令が公布され、今年4月1日施行。施行までの間にQ&Aの作成、都道府県の体制整備などを行う。

○次のような意見交換を行った。

- ・次第の畜舎法の改正は「畜舎特例法の施行について」が正確である。
- ・農水省のHPに省令、技術的助言などが掲載されている。技術的助言には3000m<sup>2</sup>以下であれば建築士が設計した場合には技術基準の審査がいらないなど、この法令についての解説が書かれているので後ほど確認してほしい。畜舎建築にかかわりのありそうな大分では何か情報が入っているか。
- ・農水省の出先機関から時々連絡はあるが、この件については、まだ何も動きはない。
- ・説明会が3月7日に開催されることもHPに掲載されているので、そのあたりで見てもらうしかないか。

(配付資料)

#### 第10回議事概要

資料1 今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第三次報告案)及び建築基準制度のあり方(第四次報告案)について

資料2 畜舎特例法の基準等に係る省令の概要

資料3 日事連提案事項・三会共同提案と法改正事項

### ■第3回60周年事業特別委員会 議事概要

日時 令和4年2月17日(木) 10:00~11:10

場所 日事連会議室

出席者 委員長 児玉耕二

委員 高橋清秋、坂本忠志、井上泉、  
霜村将博、南孝雄

事務局 居谷、前田、伊東、三浦、松谷

欠席者 委員 戸田和孝、丸川眞太郎

<配付資料>

資料1-1: 記念式典企画分科会での協議について

資料1-2: 記念誌刊行分科会での協議について

資料2: 60周年事業実施項目

議事

#### 1. 分科会での協議について

事務局(記念式典企画分科会)および井上委員(記念誌刊行分科会主査)より、2つの分科会では60周年事業テーマとして『これからの10年』にフォーカスする内容とすることで意見が一致していることの報告がなされた。また、それぞれの協議内容についても以下のとおり報告がなされた。

##### ①記念式典分科会(資料1-1)

テーマのイメージ:

「生まれ変わるために、今我々がなすべきこと」

～次世代に向けた建築士事務所の課題と日事連が探るべき方策の提案～

・シンポジウム等の開催時間は1時間から1時間30分程度とし、政経フォーラムと兼ねて開催する。

・フォーラムの内容は協議中。

例:

- 若手世代の会員を中心としたシンポジウム

(事前に次々世代に向けたメッセージ等率直な意見等、設計三会会長による鼎談を会誌に掲載し、それを読んでもらった後にこのシンポジウムを実施)

- 青年話創会のような若い世代の声が聴けるような場に行かないか。

- 「これからの震災復興」についても、是非議論に加えてほしい。

##### ②記念誌刊行分科会(資料1-2)

テーマはまだ固まっていないが、以下の関連ワードなどがあげられている。

日事連・事務所協会の社会的役割、日事連・事務所協会のあるべき姿、10年後のために日事連がやらなければならない

ないこと、変わらなければならないこと、次世代の建築士事務所はどうやって生き残っていくのか、10年後のために私たちがやらなければならないことなど。

以下の2つの大きなテーマがあると考えている。

①環境への配慮・災害対応・働き方改革等、次世代の建築士事務所がどうなるのか、どうするべきなのかということ。

②日事連・事務所協会の理想像・あるべき姿について、今後論じていくきっかけとなるものとする。

・内容は協議中だが、紙ベースの記念誌とデータベースの資料編を検討している。

・全国大会や年表などのデータベース的な部分は縮小するか、HPに掲載し記念誌にはリンク等を掲載

・複数の座談会を掲載

例：1) 各ブロック幹事（代表としてではなく地域的でも）

2) 青年部会等 次世代会員等による

3) 会誌等で意見を寄せてくれている会員による

・発行時期は検討中。式典当日のシンポジウムを記念誌に掲載するかによる。

児玉委員長より、1月20日の常任理事会にて、日事連全体の予算が増えていることもあり、費用的なことを考慮して全国大会の中での開催を再考した方がよいのではないかとという意見が出された旨報告がなされた。

全体としては、費用的なことも含めコンパクトにする方針ではあるが、来賓は東京からがほとんどであること、既に熊本大会での準備が進められていることから、予定どおり12月の全国会長会議と併催することで進めることとした。

<委員からの意見>

・方向性としてはよいと思う。あまり広げすぎず、今後検討して絞っていけばよいと思う。

・業界的なことも重要だが日事連・事務所協会のことを考えることが必要ではないか。

・設計3会会長の鼎談はよいと思う。3会会長の話は内容の

予想がつくため、それよりも次世代の建築士事務所が生き残るための提案などの話が聞きたい。

・60周年事業テーマについて

- 「生まれ変わるために」は変えた方がよいのではないか。

- 今までやってきたことを否定するのではなく、過去をもとに次世代に繋ぐために必要なこと、提案のきっかけとなるものがよいのではないか。

- 地方にいと特に感じていることだが、生まれ変わるといよりも、いかに生き残るかということを考えるべきであり、そのような言葉を組み込んだ方がよいのではないか。

60周年事業テーマについては、後日事務局より委員に見聞収集をし、決定していくこととした。

2. 60周年事業実施項目について

事務局より資料2により、周年事業での実施項目および概算見積について説明がなされた。

A. 記念誌の作成（記念誌発行分科会検討中）

見積として、装丁は50周年記念誌と同等、全会員配布として発行部数16,000部、70ページ程度、座談会3つの取りまとめ記事、パンフレット作成等を含めた。

B. 記念式典実施

12月14日全国会長会議（東京）と併催

B-a. 会場設営（人数は会場を考慮した想定）

①全国会長会議（スクール形式 1テーブル1席 49名）

②フォーラム（シアター形式1席空け 115名）

③記念式典（シアター形式1席空け 115名）

④記念パーティ ※会長会議設営費および交通費に関しては、別途全国会長会議予算にて計上。

B-b. 創立記念表彰

B-c. フォーラム（講演会/座談会/シンポジウム等）

（記念式典分科会検討中）政経フォーラムと兼ねる。

B-d. 記念パーティ

参加者メイン：単位会会長（随員1名程度）／

来賓は制限要／記念パーティ参加費を見込んでいる。

以下について協議し、決定がなされた。

○記念誌の発行数・時期について

会員全員を想定した16,000部、年度末に発行することとした。

○創立記念表彰－日事連建築賞60周年記念賞の表彰について

他の日事連建築賞受賞作品（大臣賞、日事連会長賞等）は、審査講評含めた表彰を熊本大会で行われるため、表彰式は熊本大会にて統一で行うこととする。ただし、記念式典において、今回賞が設置されたこと、作品等について発表することとした。

○フォーラム・記念式典のWeb配信について

・Web配信の予算が含まれていないが、限られた人しか参加できないため、Web配信を前提にすべきではないか。

－ 通常の委員会・理事会等のWeb会議(Teams)の開催方法であれば経費がかからないため、予算には含めなかった。

方法については検討調整するが、Web配信することを前提として進めることとした。

その他実施項目・予算については了承されたが、今後、内容を重視しつつ、抑えられるところはコンパクトに抑え、全体で調整していくこととした。

3. その他

本日の委員の意見や決定したことについては、2つの分科会に伝え、実施に向け詳細を詰め、検討してもらうこととした。

## ■主な行事予定

令和4年

4月	28日	既存住宅状況調査専門委員会
5月	11日	教育・情報委員会
	12日	業務開発専門委員会
	13日	広報・渉外委員会

令和4年3月末 会員・構成員異動報告等

1. 期間 令和4年3月1日～3月31日  
 2. 会員在籍 正会員 46団体 構成員 14,285事務所  
 賛助会員 5社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	△ 6	999	4,261	23.4%	+ 6	291	29.1%
青森	△ 1	162	922	17.6%		44	27.2%
岩手	△ 4	262	849	30.9%		73	27.9%
宮城	△ 8	331	1,907	17.4%	+ 4	83	25.1%
秋田	△ 3	145	1,034	14.0%	+ 2	48	33.1%
山形	△ 1	203	1,107	18.3%		61	30.0%
福島	△ 2	227	1,518	15.0%	+ 1	66	29.1%
茨城	△ 13	441	1,919	23.0%	+ 3	164	37.2%
栃木		163	1,324	12.3%		78	47.9%
群馬	△ 4	185	1,638	11.3%		91	49.2%
埼玉	△ 6	451	4,628	9.7%	+ 10	143	31.7%
千葉	△ 5	348	3,320	10.5%	+ 1	117	33.6%
東京	△ 3	1,596	14,841	10.8%	+ 11	629	39.4%
神奈川	△ 3	720	5,886	12.2%	+ 3	230	31.9%
新潟	△ 5	309	2,219	13.9%	+ 5	139	45.0%
長野	△ 3	399	2,068	19.3%	+ 3	113	28.3%
山梨	△ 3	105	814	12.9%	+ 1	15	14.3%
富山	△ 2	297	1,159	25.6%	+ 1	67	22.6%
石川	△ 1	313	1,265	24.7%	+ 2	65	20.8%
福井	△ 2	209	954	21.9%	+ 1	56	26.8%
静岡	△ 10	381	3,047	12.5%	+ 1	137	36.0%
愛知	△ 12	512	5,037	10.2%	+ 2	136	26.6%
三重	△ 3	185	1,191	15.5%		65	35.1%
滋賀	△ 1	183	1,114	16.4%		41	22.4%
京都	+ 3	372	2,195	16.9%	+ 2	109	29.3%
大阪	△ 4	794	6,356	12.5%	+ 3	243	30.6%
兵庫	△ 6	351	3,560	9.9%		102	29.1%
奈良		106	856	12.4%	+ 1	27	25.5%
和歌山	△ 3	115	734	15.7%		22	19.1%
鳥取	△ 1	117	483	24.2%	+ 2	55	47.0%
島根	△ 2	109	610	17.9%		58	53.2%
岡山	△ 9	366	1,426	25.7%		74	20.2%
広島	△ 1	349	2,286	15.3%		153	43.8%
山口		104	1,011	10.3%		40	38.5%
徳島		111	834	13.3%	+ 2	18	16.2%
香川	△ 2	85	1,028	8.3%		21	24.7%
愛媛	△ 4	183	1,182	15.5%		51	27.9%
高知	△ 1	137	640	21.4%	+ 1	33	24.1%
福岡	+ 1	472	3,271	14.4%	+ 2	176	37.3%
佐賀	△ 1	183	598	30.6%	+ 1	48	26.2%
長崎	+ 4	238	798	29.8%	+ 1	45	18.9%
熊本	△ 4	234	1,407	16.6%		102	43.6%
大分	△ 4	151	860	17.6%	+ 1	47	31.1%
宮崎		115	1,042	11.0%	+ 1	47	40.9%
鹿児島	△ 2	291	1,103	26.4%	+ 1	88	30.2%
沖縄	△ 2	176	1,313	13.4%	+ 2	69	39.2%
計	△ 139	14,285	97,615	14.6%	+ 77	4,580	32.1%

※建築士事務所登録数(B)は令和3年4月1日時点の数字である。